

平成22年度第1回千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会議事録

1 日時：平成22年8月24日（火） 午後1時30分～午後4時45分

2 場所：千葉市教育委員会 教育委員会室

3 出席者：

(1) 委員

長澤成次委員（会長）、内山英昭委員（副会長）、尾形雅之委員、岡村健司委員、
中原秀登委員

(2) 事務局

（教育委員会事務局）

志村教育長、武田教育次長、西田教育総務部長、宇留間生涯学習部長

（教育総務部総務課）

森島課長、南課長補佐、小柳総務係長、渡邊（実）主任主事、
渡邊（賢）主任主事

（生涯学習部生涯学習振興課）

杉戸課長、村松担当課長補佐、薬師神振興係長、大久保主任主事

（生涯学習部社会体育課）

成毛課長、村杉課長補佐、齋木体育係長、布施主任主事、市川主任主事

（都市局公園緑地部公園管理課）

高山課長、太田管理係長、田中主任主事

（花見川区役所地域振興課）

板倉課長、大貫事務員

4 議事：

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 会議の公開等について
- (3) 指定管理者制度及び審議対象施設の概要について
- (4) 公募施設に係る募集要項・管理運営の基準・審査の基準について
- (5) 今後のスケジュールについて

5 議事の概要：

(1) 会長及び副会長の選任について

千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例（平成22年千葉市条例第7号）第9条第2項の規定に基づき、委員の互選により、長澤委員が会長に、内山委員が副会長に、それぞれ選任した。

(2) 会議の公開等について

会議の公開、議事録の確定方法及び傍聴要領について事務局から案の説明があり、審議。会議の公開及び傍聴要領については事務局案のとおり、議事録の確定方法については、事務局が作成した議事録の案に対して、各委員の意見を聴取した上で、会長の承認により確定するものとする旨を決定した。

(3) 指定管理者制度及び審議対象施設の概要について

指定管理者制度及び審議対象施設の概要について、事務局から説明があった。

(4) 公募施設に係る募集要項・管理運営の基準・審査の基準について

公募施設に係る募集要項・管理運営の基準・審査の基準について、事務局から案の説明があり、審議。審査の基準等については、特に配点について事務局が修正案を作成し、これを各委員に示し、各委員の意見を踏まえて事務局がさらに修正したものを会長が承認し、それをもって委員会の決定とする旨を決定した。また、応募団体に対するヒアリングについては、委員会が必要と判断した場合に実施することとした。

(5) 今後のスケジュールについて

事務局から、今後のスケジュールの概要について、現地見学を行う場合と行わない場合に分けて説明があり、審議。千葉市生涯学習センターと千葉ポートアリーナの見学を行うこととし、今回は平成22年10月29日午後1時30分から開催する旨を決定した。

6 発言等の要旨：

(1) 「4 議事」の「(3) 指定管理者制度及び審議対象施設の概要について」において、次のような質疑応答等が行われた。

○委員 (千葉ポートアリーナについて) スポンサーの募集について説明がありましたが、どのようなことか教えてください。スポンサーとは何のスポンサーでしょうか。

○事務局 ネーミングライツに関するもので、本市の他事例としては、蘇我にある「フクダ電子アリーナ」や、千葉駅前にある「京葉銀行文化プラザ」、以前は「ぱ・る・るプラザ」と呼ばれていた施設が挙げられます。

○委員 施設の名前を変えて、年間1,000万円程度を支払うということですが、スポンサーに何らかの権利が発生するのでしょうか。

○事務局 広告として使っていただくことになります。

○委員 財政基盤のために、ということでしょうか。

○事務局 はい。

○委員 (こてはし温水プールについて) 使用料は、指定管理者制度の導入前後で、何か変化はあるのでしょうか。

○事務局 指定管理者制度が導入された5年前には変わっていませんが、来年4月からはほとんどの利用料金が改定される予定です。

○委員 指定管理者が決まった段階で、条例の範囲内で利用料金を決めるということになるのですか。

○事務局 そうです。先日の市議会の議決により、スポーツ施設の料金改定に係る条例の一部が改正され、それに伴って利用料金の上限も変わりました。

- 委員 スポーツ施設の利用者には、県外の人もたくさんいるのでしょうか。それとも市内の人だけですか。
- 事務局 ポートアリーナは総合的な体育館ということもあり、大会等で全国からの利用があります。こてはし温水プールについては、千葉市の近隣の八千代市、佐倉市、成田市などからも利用があります。雑誌でも紹介されているので、かなり幅広いところから利用者が来ています。
- 委員 市外からの利用もあるということですね。
- 事務局 はい。
- 委員 資料が膨大であることもあって、説明を聞く側も説明についていくのが大変ですので、もう少しゆっくり説明していただきたいです。説明する側はあらかじめ資料の内容がわかっているのですが、そのあたりを配慮してください。
- 会長 おそらく、今後この会議においては、膨大な資料を読む事になると思います。何かお気づきの点がありましたら出していただき、あるいは、今日の会議が終わった後にまた資料を読み、次回の会議においても、ぜひご意見を出していただきたいと思います。
- 委員 スポーツ施設や公園施設などの説明を受けましたが、非公募の施設はともかく、実際に施設を見て、どのような管理をしているかを聞くのもいいのではないかと思います。
- 会長 今後のスケジュールにもかかわってきますので、後ほど具体的に考えたいと思います。やはり、実際に施設を見たり、話を聞いたりしないと、イメージがわからないと思います。
- 委員 スポーツ広場については非公募とする理由の説明がありましたが、資料8の「スポーツ広場の概要」2ページにある予算額及び決算額の数字の見方がよくわからないのですが、説明してください。
- 事務局 「歳入」というのは条例の規定に基づく利用料金の収入です。そのうち、「予算額」の123万円が利用料金収入の予算で、「決算額」は決算として収入のあった金額、平成21年度は119万4千円ということです。「歳出」は、市が指定管理者に支払う指定管理委託料のほか、利用料金の徴収も指定管理者に委託し、その委託料を支払っていますので、それらの合計です。これが平成21年度の場合、478万7千円の予算に対して、決算額が466万3千円ということになります。したがって、平成21年度は、歳入と歳出の「収支計」として、355万7千円の赤字の予算に対し、決算額が346万9千円の赤字ということです。
- 委員 金額の大きさは違いますが、毎年赤字になっていることについては、市として織り込み済みということですか。今後この指定管理者に任せるとずっと赤字になると思われませんが、よろしいのですか。

○事務局 基本的にスポーツ広場において収益が出ることは想定していません。民間に任せると、さらに人件費がかかり、支出が増えてしまうことが見込まれますので、地元の管理運営委員会に、非公募でお願いしているものです。

(2) 「4 議事」の「(4) 公募施設に係る募集要項・管理運営の基準・審査の基準について」において、次のような質疑応答が行われた。

○委員 (千葉県警察との暴力団排除に関する合意書締結に伴う募集要項(案)等の変更について) 資料の変更の提案ですが、これは、事務局から改めて変更した資料が示されるということではなく、このように資料を一部変更したものとして進めるということですね。

○事務局 はい。

○委員 今までの運用を強化するだけですから、特に問題はないと思います。

○会長 それでは、事務局からの説明のとおり、資料4～7については、追加資料のとおり一部変更したものとして、今後の審議を続けていくものとします。

○委員 生涯学習センターの選定基準7ページ、「一部の審査項目の採点方法」で、同種の施設管理の実績と経費の削減について記述がありますが、この2項目については、すでに数字が出ているものですか。

○事務局 これから応募者から提案を受け付け、実績があると判断されれば、加点していくというものです。

○委員 この委員会で判断するというのではなく、提案者の実績で決まるということですか。

○事務局 そうです。

○委員 では、この2項目については、委員会の審査項目からは外れるという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局 客観的、形式的に決まるので、事務局で調査して得点を決めることとなります。

○委員 生涯学習センターの募集要項案13ページの「9 経理に関する事項」で、「利益等の還元」とあるのですが、指定管理者は、利益の還元もしなければならないということですか。応募者としてはNPOなどさまざまな団体を想定されていると思いますが、会社が応募してきた場合も、利益を返さないということになるのですか。利益を返しますという提案を高く評価するということは、「公募」とはいいながら、この審査項目で、ある意味で応募者に絞りをかけるということを行っているのと同じだと思われるのですが。

- 事務局 利益等の還元の方法については、金銭で市に寄付する、サービス向上のために設備を改善する、イベント等を開催するなどが考えられ、民間企業であっても、どのように還元するかも評価するという意味で、これは教育委員会だけではなく、全市的に今回要素として組み込もうとしているものです。
- 委員 教育委員会だけではなく、他の部局についても同じだということでしょうか。
- 事務局 そうです。利益をすべて還元することを求めるわけではなく、指定管理者のインセンティブも保たれる範囲で還元していただくということになると思います。
- 委員 自主事業を行わない団体は、まず選定はされないですね。
- 事務局 はい。
- 委員 指定管理者になった場合には、すすんで自主事業を行う必要があるということですね。
- 事務局 自主事業についても、どのような事業を考えているか、提案していただくことになります。
- 委員 還元の方法も提案していただいて、その提案について我々が評価するということですね。
- 事務局 はい。
- 委員 実際のところはわかりませんが、利益をすべて返すと満点ということになるのでしょうか。民間の会社は、もとの成り立ちが利益を追求するというものなので、一度利益を計上して報告し、その後に返還するというのは民間の会社には難しいと思います。このような条件で応募したいという会社があるのでしょうか。
- 委員 最初から民間企業は考えていないというように思えます。
- 委員 提案書様式や評価基準についても我々が審議するということですか。
- 会長 今事務局から説明があったことについて、配点も含めてすべて審議事項なので、何か質疑がありましたらお願いします。今は、利益等の還元について疑問が出されたところなんです。
- 委員 利益等の還元については、どうしたらいいのか、考えがつかないところです。
- 委員 今の議論と関連はしないのですが、応募者に40種類近くの様式を書かせるわけですね。先ほど提案してくるところがあるのかという話もありましたが、これだけの書類を書かせて応募させるというのもハードルが高いのではないかと思います。採点基

準も事務局である程度作成されていますので、それはそれなりに尊重したいのですが、生涯学習センターの提案書様式第27号などは、A4版で20枚以内とあり、これは無理があるのではないのでしょうか。評価する側としても、これだけの提案書を提出されても、評価はできないと思います。様式第27号は書かせる項目が①から⑥まであり、それぞれの項目を細かく区切っていますが、合わせられるところは合わせて1枚程度で書いてください、それで足りなければもっと書いてください、ということにしないと、たとえば、「3枚以内で」と書いてあると、3枚程度書かなければいけないのかと考えるのではないかと思います。我々も書かせる論文がありますが、これだけ書かせることは、まずありえません。こんなに書かせるのは、応募者にとって負担が大きいのではないかと思いますし、我々、読む側としても負担が大きいです。

○委員 確かに他の様式では、1枚以内や3枚以内とあります。

○事務局 様式第27号は、生涯学習センターとしてどのような取組みをしていただけるのかというもので、配点を24点とし、非常に重視しているので、20枚以内としているものです。また、細分化し過ぎるのではないかというご意見ですが、選定過程というのは、かなり説明は詳細に求められる部分であり、より選定基準を明確とするため、細かく区分しているものです。

○委員 細かく分けることに関して異論はありません。ただ、管理のあり方ですとか、基本的な考え方などというのは、1枚で十分ではないかということです。要点は何なのか、ということでこちらも評価していきますので、大きい項目の中での①、②、③という形で、1枚の様式の中に網羅させればよろしいのではないのでしょうか。

○事務局 1枚も必要ないのではないかということでしょうか。

○委員 分量については私も分かりませんが、ある程度まとめられるところはまとめて、①、②、③について書いてくださいという形で、要点だけを書かせればよいと思います。応募者としての基本理念、当社としてはこのように市民のために貢献しますなどの要点を書いてくれということです。

○委員 様式第27号は、「以下の6事業について」とありますので、応募者は、6つの事業について書いてくると思うのですが、6事業について20枚以内ということは、1事業について3枚以内ということで、他との比較でも多い感じがします。6枚以内でもいいのではないかと思います。応募者がきちんと受け止めて、大事なところですから6事業についてこれだけ書きたいということで書いてくることも考えられますが、確かに突出しているような、これだけ書くのは大変なのではないかと私は思います。さまざまな考えがあるとは思いますが。

○事務局 基本的に各事業1枚で書いていただくということに修正したいと思います。

○委員 「以内」と書かないで「程度」と書けばいいのではないですか。

○委員 多く書きたいところは書いてくる可能性もあるので、「以内」ではなく「1枚程

度」というような書き方がよろしいのではないのでしょうか。

○事務局 選定するときに、定められた枚数以内で書かなければいけないという基準を設けた方がよろしいと思いますので、事業ごとに「1枚以内」と明確に書くこととして、そして配点が24点なので、1つの事業で配点を4点とするなどして細分化することは可能です。

○会長 あまりにも細分化していくと、全体像を見失う可能性もあるので、私としてはこれでいいと思いますが、書き方については、私たちとしても、6つの事業それぞれについて書いてあった方が確かにわかりやすいです。応募者によってはまとめて書いてくるところもあるかもしれませんが、そこは応募者に任せて、6つの事業について書いていただき、ただ、全体で6枚以内とするというのが事務局の提案ですか。

○事務局 生涯学習振興課としては、それぞれ①から⑥までの事業について、まとめないで考え方を書いていただきたいと思います。

○委員 他に気になる点があって、たとえば、様式第10号は配点が4点で、様式が3つに分けられています。我々としては、これを全体でAかBかCかを見るわけで、1番目はAだけれど、次の2つはCだということになると、全体としては、BになるのかCになるのかということになるので、全体で採点できるようなシステムにしていきたいと思います。別々に評価していたら評価の仕方が難しくなるのではないかと思います。

○事務局 様式第10号については、3つの要素で6点の配点となっています。質問をまとめて、全体で6点の配点とします。

○会長 では、その点はそのように訂正するという事でよろしいでしょうか。

○委員 他の様式についてもそのようにしていきたいです。我々としては、細目それぞれに配点があるので、個々の項目で4段階評価したいと思います。

○事務局 それが提案書様式でまた細分化されていると、配点がどうなのか不明になってしまうということですね。

○委員 だから、様式第10号なら様式第10号は何点なのか、何の評価になるというようにしていただければいいのです。細かい項目をやめてほしいということではありません。

○会長 貴重なご提案をいただいたので、今の議論を踏まえ、再度精査をしていただいて、提案書様式を見直していただくということをお願いしたいと思います。

○委員 欲をいえば、なるべく少ない枚数でまとめてほしいです。

○会長 さまざまな考えはあるでしょうが、20枚以内は確かに多いので、枚数についても、事務局で再度精査をしていただくということをお願いします。

- 委員 提案書様式の間を各応募者に投げかけて、それに対してさまざまな提案が返ってきて、それが何社かはわかりませんが、各応募者の提案を併記した資料は作っていただけるのでしょうか。
- 事務局 提案の比較表を作ってほしいということでしょうか。
- 委員 そうです。たとえば、10社が応募したら10社の提案を列記するような資料は作らないのですか。
- 事務局 事務局でそのような資料を作成とした場合、その資料に事務局の意図が入ってしまうということが懸念されますので、その点については、委員間で協議していただきたいと思います。
- 委員 応募者から出されたものを書いてくれればいいのですが、いかがですか。
- 委員 結局どの言葉を選択して列記するかというところで、ひとつの価値判断が入ってしまうのではないかというのが市側の懸念だろうと思いますが、ある人は外された言葉を評価するかもしれない、そのようなことはあるのでしょうか。
- 委員 実際は各応募者の提案書が出されるのか、あるいはそれを並べたものが出されるのか、応募者数によっても違うと思いますが。
- 事務局 分量にもよると思います。たとえば先ほどお話のあったA4用紙20枚であると、とてもではないけれども比較できないと思います。A4用紙1枚以内ということでできるだけ見直して、応募者数にもよりますが、提案内容を並べられるのであれば並べて、手を加えずに全文を応募順に貼り付けるという形で加工した資料を作成することはできます。
- 委員 加工をしないで、提案書の全文を出していただき、各委員それぞれの価値判断があると思いますが、比較表があると比較しやすいと思います。
- 事務局 できるだけ比較表を作る方向で考えたいと思います。
- 委員 提案書原本は原本としてあるわけですから、そのような形にさせていただいた方が我々も評価しやすいです。
- 会長 では、できるだけ比較表を作る方向で検討していただきたいと思います。先ほど議論のあった利益等の還元についてはいかがいたしましょうか。結局は事務局案を変えるのは難しいのでしょうか。
- 委員 そのようにすると、何十社も応募があればいいのですが、結局は応募者が限られてしまうと思います。しかし、それが1つの政策判断ということであればやむを得ないと思います。

- 委員 実際にはやってみないと分からないところはあります。
- 委員 5年間にわたって還元するというのが、個人的には厳しいと思います。
- 委員 どれだけ還元するかは、定量的には書けないので、どの応募者も文章ではきちんと還元すると書くと思います。それを信じるしかないでしょう。
- 会長 また提案書が出てきた段階で議論していきたいと思いますが、規定としてはこのままということによろしいでしょうか。
- 委員 市の方針がサービスの向上と管理経費の縮減ということで、教育委員会でこれを8対2の配点としている考えなのですが、施設にある備品も決まっていて、使い方も決まっていて、これを粛々とやっていただければいい、こういう考えがバックにある、要するに経費削減はあまり重要ではないという意味なのでしょうか。全体の配点が、生涯学習センターとポートアリーナであまりにも違うので、バックにある考え方、項目ごとの配点の考え方がこれほど違うものなのでしょうか。その考え方の根本にはどのような考えがあるのでしょうか。
- 事務局 経費を削減することによって、講座の数を削減されるということもあると思います。経費をかけても生涯学習のソフト面の取組みを厚くしてほしいという考えです。
- 委員 市の考え、事務局の考えがあって、かなりバランスを変える部分については、教育委員会として、又は我々としてもそうですが、採用できるものであることは間違いありません。
- 事務局 前回の選定の際も、基本的にこの割合で配点しています。
- 委員 単純に計算してみると、施設によって各項目の配点の割合に、ものすごいバラつきがあります。これについてはそれなりの根拠をきちんと持っているのでしょうか。
- 事務局 施設ごとの考え方は市として持っています。
- 委員 経費についてもモニタリングがありますから、これだけ経費がかかるだろうという考えがバックにあるわけですね。経費縮減に限らず、配点の根拠を強く言ってほしいところです。全体の配点いかんによって、応募者の得意、不得意の分野があって、生涯学習センターの場合、同種の施設管理の実績については8点で4パーセント、これが高い率であると、新規参入の障害になると言われかねないと思いますが、そういう意味では少ないし、きちんと観察していると思います。しかし、配点が24点の項目がある一方で、経費の縮減が20点で10パーセント、支出見積もりの妥当性が5パーセント、収入見込みの妥当性が5パーセントしかない、その辺の根拠の強さがもう少しほしいと思います。なぜこれが24点、なぜ経費の削減が20点か、仕事が仕事なもので、数字をつけるときには主張がほしいのです。

○事務局 コストを考えると、たとえば、パソコン講座など、利用者がただ集まるものだけを行うということも可能です。ただ、教育委員会としては、生涯学習、社会教育を推進する上で、ただコスト削減というだけではなくて、市民の方々等に、生活課題に対する解決を学んでいただき、生涯学習していただいたものを他の人に教えて返していただく、そのような形で、必要なことを学んでいただきたいという考えです。その表れが、先ほどの6つの事業について提案していただきたいというもので、ウェイトをかけている、コストよりも内容を重視したいという形で高配点にしているものです。一方、社会体育については、ある程度はコストも重視していいではないかということで、そのような差があります。

○委員 私もそのとおりだと思います。必要であったら税金を投入するということはあると思います。ただ、過去の管理運営実績があって、数字があって、指定管理者にこういう事業を行ってほしい、だからこれだけの経費がかかる、経費はなかなか縮減できない、そのようなものがバックにあって、その比率からいって、配点は大体これくらいだと、そういうことを説明してくれれば非常にいいと思います。事務局の考えはよくわかりません。

○委員 それに関連して、この数字自体をどこが決める権限を持っているのかという疑問を持っています。たとえば、千葉市の施設だから、千葉市の議会がこういう配点を決めました、これにはこういう判断がありますというのであれば、我々はそれに従います。ただ、そうではなくて、自分達の裁量であるということならば、その裁量をこのように合理的に働かせましたという説明は、あってほしいと思います。ただ、配点は極めて重要な部分なので、この委員会には配点を見直すという権限まではないであろうと考えており、我々はそれを受けて、それぞれの評価をするだけですから、千葉市、教育委員会の方で、この点について考えていただきたいです。誰が本来的に決めるべきものなのかも含めてです。会社規則を決めるときに、株主総会で決めるか、取締役会で決めるかというようなことです。

○委員 管理経費の縮減の配点についての疑問がありますが、この点について分かりやすく説明した文章というのは、今回の資料の中に出ているのでしょうか。

○事務局 このような根拠からこの配点になったという記載は、この資料にはありません。

○委員 やはり、市の教育委員会内の判断をしての配点ということになるのでしょうか。

○事務局 今の運営を考えて、教育委員会としてはこれ以上経費を削減するというのも難しく、現状を維持してもらいたいという考えで、これより経費の配点を上げるというのは厳しいのではないかという判断もあります。配点についても、事務局で提案させていただいた上で、委員会です承していただきたいと思います。

○委員 配点についても了承事項なのですか。

○事務局 そうです。

- 委員 これまでの市の他の部局で、事務局から提案された配点が、委員会で変更になったという事例はあるのでしょうか。
- 事務局 前回選定の際の選定委員会では、配点は前提で、募集要項、管理運営の基準、採点基準を委員会で見ていただくのは、今回、市としても初めてです。
- 委員 5年前も委員を務めました、このような議論はありませんでした。
- 委員 地方自治法では、指定管理者制度について、「公の施設の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは」と規定されており、教育施設としての目的との兼ね合いで、教育委員会内部の政策的判断がこのような配点に表れたのではないかとは思いますが。
- 委員 生涯学習センターとスポーツ施設では若干違うというのは結構ですが、スポーツ施設の3施設で、利益等の還元について、同じ審査項目なのに配点が違うのはおかしいのではないのでしょうか。区切りのいい総点としたいのは分かりますが、同じような施設なので、同じ項目の配点は統一すべきだと思います。これは大きな問題だと思います。評価項目が違うのはいいと思いますが、項目が同じなのに配点が違うというのは違和感があります。
- 委員 総配点における割合も違うということでしょうか。
- 委員 若干違うのでしょうかね。総得点が250点、300点であれば区切りはいいのですが、最高点を取れば1位なので、極端に言えば255点満点であっても、形式的な問題なのでいいと思います。
- 委員 本施設と同種類別の施設の管理実績の配点が、300点満点でも20点、250点満点のところでも20点です。
- 委員 それぞれ配点のウェイトは違うのですが、全部20点なら20点と揃っているので、これは許容の範囲かと思えます。総得点に対するウェイトまで考えていたら本当に細かくなってしまいますので。
- 委員 最終的に結果を公表すると思いますが、その際に項目の配点は公表されるのですか。
- 事務局 すべて情報公開されます。同じ項目で施設ごとに配点が異なるのは、250点、300点など、区切りのいい総得点にすることが作用したものなので、先ほどお話のあったように、255点満点としても構わないので、同じ項目であれば同じ点数にするという変更は可能です。
- 委員 公開されるということなので、数字の主張はしっかりしないといけないと思えます。ホームページなどで他の事例、審査基準が出ていますけれども、ここまで項目ごとの配点に差があるものはないです。

○事務局 同じ項目は同じ点数にすべきだということですか。

○委員 こんなに差をつけるのであれば、根拠をはっきりしてほしいということです。それをもとに判断するからです。この選定基準の中では、同じ施設の中で20点と5点、50点と5点など、項目ごとにかなりの差があります。他の事例を見ると、項目ごとの差が小さく、今回この資料を見てかなりの差があり、それぞれの主張があるのだろうと思ったので、それが言えないといけないと思います。たとえば、本施設と同種類別の施設の管理実績が20点と高く、非常に重要な項目なのでは、裏返せば、新規参入を阻害しているという主張もされかねないので、そこも根拠をもっていないといけません。千葉市の他の事例で、このようなものがたくさんあれば理解はできますが、いかがですか。

○事務局 指定管理者制度も歴史が浅く、今回はまだ2期目です。どのような団体に施設の管理運営を任せるのかは、慎重に行う必要があります。これから経験を重ねていくうちに、実績の配点は減っていくのかもしれませんが、現段階では、そのような説明しかできません。

○委員 気持ちは非常にわかりますし、長くやっていくうちに、というのも納得できますが、やはり公平性を考えると、たとえば審査書類の財務諸表も1期分だけではなく、3期分にして、計算書類もつけさせて、会計方針も含めて検討していかないと比較などできません。そこまで求めてしまうと調査も大変だから、そこまではやらないということだと思えますが、そのような観点で管理を行っていく能力があるのかチェックすることもできるのではないかという気がします。ただ実績あるところをお願いしますという考えもわかりますが、20点というのは大きいので、基準を設けていただきたいです。

○委員 事務局としてもこのような議論は初めてだと思います。次の会議までに各委員から出された意見を踏まえ、どのように検討していくかが問題で、事務局も大変だと思います。

○会長 配点は今日決めないといけませんので、そのようなことを含めて議論をお願いします。

○委員 留保付きで決めるということは可能ですか。たとえば、安易な言い方ですが、次回委員会までに合理的な説明がなされていると考えたときは、それを確定しますという留保付きで、今日決めるということです。

○委員 合理的な根拠が示されれば問題がないという考え方でいいですね。

○委員 たとえば、類似の管理実績という項目は、それを重視するという考え方も非常によくわかります。ただし、それに対しては参入障害になるのではないですかという反論もありうるので、その中でこのように考えたという根拠を示してくださいということです。これを決めたのがこの委員会であるということで開示されるのであるならば、我々もそれだけの覚悟を決めないとはいけません。同じように利益等の還元についても、還元

を求めるといふ市の立場もわかるのですが、では、入ってくる組織は何なのかという疑問も出てくるので、そのバランスも含め、点数を高くしているところはなぜ加点しているのか、根拠がほしいと思います。

○事務局 この場で、たとえば同じ項目は同じ点数にするなどの基本的な方針を決めて、その後は会長預かりにさせていただき、その方針をもとに事務局で修正して、会長にその方針どおりになっているかを確認していただいた上で決定して、公表するという方法ではいかがでしょうか。

○委員 全体の割合で、この施設については管理経費の縮減は何パーセントとか、これが非常に重要なわけです。だから、全部同じということにはならず、総得点のうちの割合が重要です。応募する側にとっては、この配点割合が大きな位置を占めるわけですよ。経費縮減はどれくらいの割合なのか、むしろソフト、事業面が大事なのだと教育委員会が考えているようなメッセージが、配点割合をもって応募者側に伝わるわけです。

○委員 先ほどお話のあったように、説明がつけばいいのです。だからそれぞれの施設でそれぞれウェイトを置くものが違うということがきちんと説明できれば、我々は何ら関知することはないわけです。

○事務局 配点については、視点が2つあると思います。1つは、大きく分けてサービスの部分と経費の削減の配点割合をどうするかという視点です。その上で、2つ目の視点としてそれぞれの評価項目、たとえば経費の削減であれば3項目の割合を考えることとなります。生涯学習センターでは、1つ目の視点の割合が、サービスと経費で大体8対2、そして2の部分の経費削減に係る評価項目が3つで、その中の配点をどうするか、全部3分の1とするのかという問題だと思えます。1番最初の割合とそれぞれの項目の加重について説明することになるのでしょうか。

○委員 ですから、その配点の基準、ウェイトの基準をしっかりと作ってくださいと我々は要求しているわけです。我々も入試において、学部としては英数国の教科があるけれども、学科によってそれぞれのウェイトが違うというのは一般的にあるもので、それぞれの学科で我々はこの科目を重視するんだ、という正当な理由があって配点分けしているわけですから、事務局もそういう形で示してくださいということです。だから、ウェイトが違うということは当たり前のことで、生涯学習施設なので、この点を特に重視したから5点ではなく10点にするとか、その基準を明確に説明してください、それがあれば、次回で結構ですということです。

○会長 それぞれの施設についての基本的な考え方、特に、同種の施設管理の実績、利益等の還元、経費の縮減、この3点について、それぞれの施設における配点がなぜこんなに違うのか、その考え方が示されれば了解するということです。それが今回の資料からは見えにくいので、特にこの3点について、それぞれの施設の配点の違いというものをもう一度改めて整理していただきたいと思えます。そのような考えでよろしいでしょうか。

(各委員、同意)

○事務局 事務局の考え方としては、まず、スポーツ施設では、同じ審査項目では配点を同じとします。そして、それぞれの項目がなぜ10点になるのか、そのような説明は次回までにお示しします。

○委員 同じ項目は同じ点数ですね。

○事務局 そうです。ただ、スポーツ施設と生涯学習施設は違うので、そこは違うところが出てくると考えています。その点も読めばわかるような資料を作ります。最終的な決定方法ですが、方針を決めましたので、説明資料を作って各委員に説明し、意見をいただいて、それを集約して会長にお送りします。提案書についても、項目が分かれているものの修正や様式の枚数の見直しもありますので、提案書様式と審査基準をお送りしたいと思います。そして9月の公表に間に合わせたいと思います。

○会長 そうしていただけると私たちも理解ができます。それでは改めて、募集要項、管理運営の基準、審査基準については、今提案のあった方法で修正していただいて、スケジュールとの関係がありますから、なるべく早く委員に送っていただき、その応答を踏まえて、最終的に事務局が修正したものを各委員に意見を聞いた上で、事務局が修正し、それを私が承認して委員会の決定とするということによろしいでしょうか。

(各委員、同意)

○会長 ではそのように決定します。ヒアリングについては、必要に応じて、基本的には提案書で審査するというのが原則ですので、この委員会において、ヒアリングが必要であると判断した場合に、応募者に対してヒアリングを行うということによろしいでしょうか。

(各委員、同意)

○会長 ではそのように進めていきたいと思います。

問い合わせ先 千葉市教育委員会事務局教育総務部総務課

TEL 043 (245) 5906

FAX 043 (245) 5990

以上を議事録として承認し、署名する。

平成 年 月 日

千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会会長
